平成２２年（フ）第１７号
青森県弘前市大字茂森新町１丁目８番地14
県営住宅１－３－４号
債務者　北野原伸吾
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２３号
青森県平川市館田前田139番地１
債務者　福井真輝子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７号
福島県いわき市内郷御台境町新町前14番地の９　イガリアパート103
債務者　大榊　健太
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目15番地　ヒルトップクラルテ103
債務者　鈴木　利恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目23番地
債務者　原口　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２１号
松江市浜乃木１丁目６―11　濵口方、住民票上の住所島根県出雲市地合町778番地
債務者　西村　和美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０４０号
熊本県宇土市松原町52番地１
債務者　福島賢一郎
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０９１号
熊本市九品寺４丁目８番26　九品寺マンション302号
債務者　森　　時男
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１３７号
熊本市御領３丁目16番12号、申立時の住所熊本市小峯３丁目５番51号
債務者　有働　秀人
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１８０号
熊本県菊池郡大津町大字室1815番地１　グランガーデンⅡ202号
債務者　隈部　剛史
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１８１号
熊本県菊池郡大津町大字室1815番地１　グランガーデンⅡ202号
債務者　隈部　朋子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１８５号
熊本市田迎３丁目６番13号
債務者　冨田　千恵
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１９４号
熊本市近見６丁目12番15号
債務者　橋口　伸二
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２１８号
熊本市保田窪４丁目３番38号
債務者　濵田　研聖
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２２１号
熊本市花園７丁目61番４号
債務者　井　　哲朗
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０号
福島県いわき市平北白土字穂積78番地の３　フレスクーラⅠ201、前住所福島県いわき市平南白土字八ツ坂15番地　グリーンハイツ八ツ坂Ａ202
債務者　佐藤　聖子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８号
福島県いわき市植田町林内25番地の１
債務者　福田　友子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１２１号
長崎県南島原市深江町甲1426番地
債務者　吉岡　京子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係